

財務省告示第四百四十二号

省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平成十八年十一月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月十四日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百五十

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

め の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

用等 振替法」という。）の規定の適

四 発行方法 機関は日本銀行とする。

の取扱い及び取得による発行

五 発行額 額面金額で九百億円

のうち、財政法第四条第一項の規

定に基づき発行する利付国債に

ついては、額面金額で百三十九

億八千八百十万円、平成十八年

度に発行の特例等に関する法律

の発行の特例等に関する法律

第二条第一項の規定に基づき発

行する利付国債に基き、

金額で七百六十億千八百二十

十

